

令和4年6月定例会提出議案概要（記者発表資料）

1	招集告示日	令和4年5月31日	
2	招 集 日	令和4年6月7日	
3	提出議案件数	29件	
		予 算 4件	
		条 例 7件	
		その他 18件	
4	議案等件名		
	議案第39号	西条市税条例の一部を改正する条例の専決処分 について	1
	議案第40号	令和4年度西条市一般会計補正予算（第1回） について	別 冊
	議案第41号	令和4年度西条市一般会計補正予算（第2回） について	
	議案第42号	令和4年度西条市国民健康保険特別会計補正予 算（第1回）について	
	議案第43号	令和4年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第1回）について	
	議案第44号	工事請負契約の締結について	2
	議案第45号	西条市東予総合福祉センター、西条市丹原福祉 センター及び西条市小松地域福祉センターの指 定管理者の指定の施設の変更について	3
	議案第46号	土地改良事業の施行について	4
	議案第47号	特定事業契約の一部変更について	5
	議案第48号	西条市畜舎等の建築等及び利用の特例に関する 法律施行条例について	6
	議案第49号	西条市行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条 例の一部を改正する条例について	8
	議案第50号	西条市税条例等の一部を改正する条例について .	9
	議案第51号	西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条 例について	10
	議案第52号	西条市公共施設使用料減免条例の一部を改正す る条例について	12

議案第 5 3 号	西条市福祉センター設置及び管理条例の一部を 改正する条例について	1 3
議案第 5 4 号	西条市保健センター設置及び管理条例の一部を 改正する条例について	1 4
報告第 3 号	令和 3 年度西条市繰越明許費繰越計算書につい て	1 5
報告第 4 号	令和 3 年度西条市水道事業会計予算繰越計算書 について	1 6
報告第 5 号	令和 3 年度西条市病院事業会計予算繰越計算書 について	1 7
報告第 6 号	令和 3 年度西条市公共下水道事業会計継続費繰 越計算書について	1 8
報告第 7 号	令和 3 年度西条市公共下水道事業会計予算繰越 計算書について	1 9
報告第 8 号	西条市土地開発公社の経営状況について	2 0
報告第 9 号	公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況につい て	2 1
報告第 1 0 号	株式会社西条産業情報支援センターの経営状況 について	2 2
報告第 1 1 号	株式会社ソラヤマいしづちの経営状況について	2 3
報告第 1 2 号	権利の放棄について	2 4
報告第 1 3 号	権利の放棄について	2 5
報告第 1 4 号	権利の放棄について	2 6
報告第 1 5 号	権利の放棄について	2 7

議案第 39 号 西条市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
(資産税課・市民税課)

1 提出の理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)が令和4年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、該当部分について、西条市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

2 概要

(1) 地域決定型地方税制特例措置の導入

特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)の規定により、都道府県知事から指定された貯留機能保全区域内にある土地について、地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)を導入し、固定資産税の課税標準の特例の割合を4分の3とする。

(2) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の見直し等

対象となる断熱改修工事について、現行の50万円を超える断熱改修工事を、60万円を超える断熱改修工事、又は50万円を超える断熱改修工事であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置工事に要した費用と合わせて60万円を超えるものに改める。

(3) 固定資産税の課税標準額が一定の水準に達すると税負担が据え置かれる措置の特例

令和4年度に限り、負担水準が60パーセント未満の商業地等に係る負担水準調整率を2.5パーセントとする。

3 施行期日

令和4年4月1日

議案第 4 4 号 工事請負契約の締結について

(契約課)

1 提出の理由

西消通工第 1 号西条市消防緊急通信指令システム改修工事請負契約の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年西条市条例第 4 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 工事番号

西消通工第 1 号

(2) 工事名

西条市消防緊急通信指令システム改修工事

(3) 契約金額

2 3 9, 8 0 0, 0 0 0 円

(4) 契約の相手方

新居浜市新田町三丁目 2 番 2 5 号

協和テクノロジズ株式会社 愛媛事業所

所長 堀 田 善 裕

議案第 4 5 号 西条市東予総合福祉センター、西条市丹原福祉センター及び西条市小松地域福祉センターの指定管理者の指定の施設の変更について

(健康医療推進課)

1 提出の理由

西条市東予総合福祉センター、西条市丹原福祉センター及び西条市小松地域福祉センターの指定管理者の指定の施設を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 指定の施設の変更

変更前

施設の名称
西条市東予総合福祉センター
西条市丹原福祉センター
西条市小松地域福祉センター

変更後

施設の名称
西条市東予総合福祉センター
西条市小松地域福祉センター

3 指定管理者である団体

社会福祉法人西条市社会福祉協議会

4 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

5 変更の日

令和4年8月1日

議案第46号 土地改良事業の施行について

(農林土木課)

1 提出の理由

壬生川第2地区に位置する水路の改修を、愛媛県単独土地改良事業にて実施するに当たり、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 地区名

壬生川第2地区

(2) 工種

かんがい排水

(3) 事業費

17,800,000円

(4) 受益面積

12.2ヘクタール

(5) 受益者数

30戸

(6) 整備内容

水路改修 延長220メートル

(7) 事業期間

令和4年度及び令和5年度

議案第 4 7 号 特定事業契約の一部変更について

(教育総務課)

1 提出の理由

西教総第 3 7 9 号西条市立小中学校・幼稚園空調設備整備 P F I 事業に係る特定事業契約の一部変更について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 1 1 年法律第 1 1 7 号)第 1 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 変更契約金額

1, 9 8 6, 9 6 6, 0 6 8 円
(9 8 3, 3 9 4 円の増)

(2) 契約の相手方

西条市朔日市 3 0 0 番地 1
株式会社西条学校空調 P F I サービス
代表取締役 岡 村 和 彦

(3) 変更内容

契約の締結時と比較して物価指数が変動したことに伴い、当初の契約期間のうち、令和 4 年 4 月 1 日から契約が満了する令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの間について、空調設備の維持管理のサービス対価を増額するもの

議案第48号 西条市畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例について

(農水振興課)

1 提出の理由

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「省令」という。）第52条第1項の規定に基づき、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるため、所要の条例を制定しようとするものである。

2 概要

(1) 畜舎等の建築等の制限（第4条関係）

ア 特定用途制限地区（以下「地区」という。）のうち、田園居住地区内においては、床面積の合計が3,000平方メートルを超える畜舎等は、建築等をしてはならない。

イ 次に定める範囲内において増築、改築その他畜舎等の構造に変更を及ぼす行為をする場合においては、法第8条第2項第2号の規定にかかわらず、アの規定は、適用しない。

(ア) 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における建築面積が基準時における敷地面積に対して、省令第45条の規定に適合すること。

(イ) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(ロ) 増築後の前項の規定に適合しない認定畜舎等の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(2) 畜舎等の敷地が地区の内外にわたる場合の措置（第5条関係）

畜舎等の敷地が、2以上の地区にまたがる場合においては、その畜舎等又はその敷地の全部について敷地の過半の属する地区内に関する規定を適用する。

(3) 既存認定畜舎等に対する制限の緩和（第6条関係）

法第8条第1項の規定により条例の規定の適用を受けない認定畜舎等に係る条例施行後の増築、改築その他畜舎等の構造に変更を及ぼす行為のうち、その畜舎等及び敷地の状況によりやむを得ないと認められるものについては、条例の規定による制限を緩和することができる。

3 施行期日
公布の日

議案第49号 西条市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及
び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例について

(社会福祉課)

1 提出の理由

日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施される外国人保護に関する事務（以下「外国人保護事務」という。）の処理において個人番号を利用し、及び他の事務の処理において利用する特定個人情報を追加するため、所要の条例改正を行うものである。

2 概要

- (1) 別表第1及び第2に、外国人保護事務に関する規定を追加する。
- (2) 外国人保護事務及び他の事務の処理において利用する特定個人情報に、知的障害者及び知的障害児に係る手帳に関する情報を追加する。

3 施行期日

令和5年4月1日

議案第50号 西条市税条例等の一部を改正する条例について

(市民税課)

1 提出の理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 住宅借入金等特別税額控除の期間の延長

市民税における住宅借入金等特別税額控除について、所得税における住宅借入金等特別控除に合わせ、適用期限を令和20年度、居住年を令和7年まで延長する。

(2) 上場株式等の配当等所得の課税方式の選択についての変更

上場株式等の配当及び譲渡所得については、総合課税方式、申告不要方式又は申告分離方式のうちから所得税と住民税で異なる方式を選択することができることとなっているが、令和6年度からこれを同一の方式しか選択することができないようにする。

3 施行期日

公布の日。ただし、住宅借入金等特別税額控除の期間の延長に関する改正規定にあつては令和5年1月1日、上場株式等の配当等所得の課税方式の選択についての変更に関する改正規定にあつては令和6年1月1日

議案第 5 1 号 西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(市民税課)

1 提出の理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 3 年政令第 2 5 3 号）等が施行されたことに伴い、及び国民健康保険税の各納期の負担の平準化を図るため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 未就学児に係る国民健康保険税の均等割軽減措置の導入

国民健康保険に加入している未就学児について、均等割額を 5 割軽減する。

	未就学児に係る均等割額（※）	
	改正案	現行
法定軽減無し世帯	<u>15,700円</u>	<u>31,400円</u>
2割軽減世帯	<u>12,560円</u>	<u>25,120円</u>
5割軽減世帯	<u>7,850円</u>	<u>15,700円</u>
7割軽減世帯	<u>4,710円</u>	<u>9,420円</u>

※上記の均等割額は、基礎課税額分と後期高齢者支援金等課税額分の合計額

(2) 国民健康保険税の課税限度額の改正

基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額を国が示す限度額基準に引き上げる。

区分	課税限度額	
	改正案	現行
基礎課税額	<u>65万円</u>	<u>63万円</u>
後期高齢者支援金等課税額	<u>20万円</u>	<u>19万円</u>
介護納付金課税額	(現行どおり)	17万円

(3) 国民健康保険税の各納期の負担の平準化

国民健康保険税の各納期の端数計算について、規定を追加し、端数計算の単位を 1,000 円未満から 100 円未満に改めることで、各納期の負

担の平準化を図る。

3 施行期日等

(1) 施行期日 公布の日

(2) 適用区分 改正後の条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

議案第 5 2 号 西条市公共施設使用料減免条例の一部を改正する条例
について

(社会福祉課)

1 提出の理由

令和 4 年 7 月 1 日をもって西条市こどもの国設置及び管理条例（平成 1 6 年西条市条例第 9 2 号）が廃止されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

別表中の「西条市こどもの国」を削除する。

3 施行期日

令和 4 年 7 月 1 日

議案第 5 3 号 西条市福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

(健康医療推進課)

1 提出の理由

令和 4 年 7 月末をもって、西条市丹原福祉センターの運営を終了することに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 第 1 条の表、第 3 条第 1 項第 2 号、第 4 条第 1 項第 1 号及び別表の西条市丹原福祉センターに関する規定を削除する。
- (2) 附則において、西条市公共施設使用料減免条例（平成 1 6 年西条市条例第 1 1 5 号）別表の西条市丹原福祉センターに関する規定を削除する。

3 施行期日

令和 4 年 8 月 1 日

議案第 5 4 号 西条市保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

(健康医療推進課)

1 提出の理由

令和 4 年 8 月 1 日に西条市丹原保健センターを西条市丹原サービスセンター内に移転するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 西条市丹原保健センターの位置を「西条市丹原町池田 1 7 6 2 番地 4」から「西条市丹原町池田 1 7 3 3 番地 1」に改める。
- (2) 保健センターの使用許可に関する規定について、西条市丹原保健センターを除く旨の規定に改める。

3 施行期日

令和 4 年 8 月 1 日

1 提出の理由

繰越明許費を設定している事業について、令和4年度へ予算繰越の措置をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 繰越明許費繰越予算の概要

【一般会計】

○繰越明許費 24事業の合計

繰越額		1,722,386,000円	
	[国庫支出金	1,218,421,000円
		県支出金	275,816,000円
充当財源		市債	179,300,000円
		繰入金	7,290,000円
		一般財源（繰越金）	41,559,000円

報告第4号 令和3年度西条市水道事業会計予算繰越計算書について
(水道業務課)

1 提出の理由

令和3年度西条市水道事業会計の資本的支出予算に定めた建設改良費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて、その額を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

配水池築造工事について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、必要資材の生産に遅れが生じたため、年度内の完成が見込めなくなったことによるものである。

3 繰越額

1億3,314万1,000円

報告第5号 令和3年度西条市病院事業会計予算繰越計算書について
(健康医療推進課)

1 提出の理由

令和3年度西条市病院事業会計の資本的支出予算に定めた建設改良費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて、その額を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

西条市立周桑病院における電子カルテシステム更新工事において、半導体等の世界的な資材不足による関係工事の遅れにより、年度内の完成が見込めなくなったことによるものである。

3 繰越額

1億4,972万9,800円

報告第6号 令和3年度西条市公共下水道事業会計継続費繰越計算書
について

(下水道工務課)

1 提出の理由

令和3年度西条市公共下水道事業会計の資本的支出予算に定めた建設改良費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて、その額を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、議会に報告するものである。

2 繰越額

2億5,800万円

報告第7号 令和3年度西条市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

(下水道工務課)

1 提出の理由

令和3年度西条市公共下水道事業会計の資本的支出予算に定めた建設改良費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて、その額を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

管渠改良事業及びポンプ場改良事業において国の1次補正を受け令和4年西条市議会第2回3月定例会にて補正予算を計上したこと、ポンプ場建設事業において仮設工法の変更に不測の日数を要したこと、並びに処理場改良事業である西条浄化センター改築工事委託において入札不調のため契約締結に不測の日数を要したことにより、各事業の年度内の完成が見込めなくなったことによるものである。

3 繰越額

2億4,205万5,000円

1 提出の理由

西条市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 西条市土地開発公社の経営状況の概要

(1) 令和3年度決算関係

事業報告書
財産目録
貸借対照表
損益計算書等

(2) 令和4年度予算関係

収益的収入及び支出予算		7,000円
資本的収入及び支出予算	収入	0円
	支出	0円
資金計画	受入	2,477,000円
	支払	168,000円

報告第9号 公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について

(社会教育課)

1 提出の理由

公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況の概要

(1) 令和3年度決算関係

事業報告書
正味財産増減計算書
貸借対照表
財産目録
監査報告書

(2) 令和4年度予算関係

経常収益	17,440,000円
経常費用	17,210,119円
差引（損益）	229,881円

報告第10号 株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について
(産業振興課)

1 提出の理由

株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 株式会社西条産業情報支援センターの経営状況の概要

(1) 令和3年度決算関係

事業報告
貸借対照表
損益計算書
販売費及び一般管理費
株主資本等変動計算書
個別注記表
決算監査意見書

(2) 令和4年度予算関係

収入予算	144,911,000円
支出予算	144,586,000円
差引（損益）	325,000円

報告第11号 株式会社ソラヤマいしづちの経営状況について

(観光振興課)

1 提出の理由

株式会社ソラヤマいしづちの経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 株式会社ソラヤマいしづちの経営状況の概要

(1) 令和3年度決算関係

事業報告
貸借対照表
損益計算書
販売費及び一般管理費
株主資本等変動計算書
個別注記表
決算監査報告書

(2) 令和4年度予算関係

収入予算	195,100,000円
支出予算	178,901,000円
差引（損益）	16,199,000円

報告第12号 権利の放棄について

(健康医療推進課)

1 提出の理由

西条市債権管理条例（平成28年西条市条例第1号）第16条の規定により権利を放棄したので、同条例第17条の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

利用者が死亡し、相続人が存在しない状態にあり、時効の援用がなされず累積している医業未収金債権について、回収が著しく困難又は不能となっていることから、債権の放棄をしたものである。

西条市立周桑病院における医業未収金債権

件数 1件

金額 943,891円

1 提出の理由

西条市債権管理条例（平成28年西条市条例第1号）第16条の規定により権利を放棄したので、同条例第17条の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

住宅新築資金等貸付事業により貸し付けた住宅新築資金貸付金及びその利息について、債務者の破産免責等により、回収が著しく困難又は不能となっていることから、債権を放棄したものである。

放棄した債権額

2,820,752円

1 提出の理由

西条市債権管理条例(平成28年西条市条例第1号)第16条の規定により権利を放棄したので、同条例第17条の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

水道使用者が生活困窮等の状態にあり、時効の援用がなされず累積している水道料金債権について、回収が著しく困難又は不能となっていることから、債権の放棄をしたものである。

上水道料金債権

件数 40件

金額 169,174円

1 提出の理由

西条市債権管理条例(平成28年西条市条例第1号)第16条の規定により権利を放棄したので、同条例第17条の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

平成17年4月から平成20年1月までの旧庁舎別館地下食堂の不法占有により発生した庁舎使用料及び光熱水費に係る損害賠償金等について、時効の援用がなされず、回収が著しく困難又は不能となっていることから、債権の放棄をしたものである。

元金2,585,903円及び遅延損害金